

株式会社 ACS熊本
BELS評価業務料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、株式会社ACS熊本BELS評価業務規程（以下「業務規程」という。）

第12条に基づき、株式会社ACS熊本（以下「当機関」という。）が実施する、BELS評価（以下「評価」という。）業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(評価料金の額)

第2条 評価料金の額は、住宅又は非住宅に応じ、加えて非住宅の場合は、入力法、用途及び床面積に応じ、別表に掲げる料金とする。

(評価料金の収納方法)

第3条 提出者等は、別表に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

(評価料金の減額)

第4条 当機関が、効率的に評価業務を行うことができる等の合理的理由がある場合においては、前条に定める評価料金を減額することが出来るものとする。

2 当機関は、評価業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合、増額することができるものとする。

(附則)

この規程は、令和8年9月1日より施行する。